

III. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国の基本的対処方針並びに県が実施する対策及び市行動計画等を踏まえ、本市として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、マニュアル等に定めることとする。

未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
	・新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。			
目的 :				
1) 発生に備えて体制の整備を行う。				
対策の考え方 :				
1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からぬことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。				

(1) 実施体制

(1)-1 市行動計画等の作成

本市は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の作成を行い、必要に応じて見直していく。

(1)-2 体制の整備及び国・県・他の市町村等との連携強化

- ① 本市は、取組体制を整備・強化するために、庁内連絡会議を通じて、発生時に備えたマニュアル及び業務継続計画を策定する。
- ② 本市は、国、県、指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する⁴³。
- ③ 本市は、必要に応じて、警察、消防機関と連携を進める。

(2) 情報提供・共有

(2)-1 継続的な情報提供

- ① 本市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う⁴⁴。

⁴³特措法第12条

⁴⁴特措法第13条

- ② 本市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

(2)-2 体制整備等

本市は、コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下を行う。

- ① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、SNS を含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。
- ③ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供にいかす体制を構築する。
- ④ 国が行う地方公共団体や関係機関等とメールや電話等を活用した、緊急に情報を提供できる体制やインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報を共有できる体制の構築に協力する。
- ⑤ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、県の要請に基づき、コールセンター等を設置する準備を進める。

(3) まん延防止に関する措置

(3)-1 対策実施のための準備

(3)-1-1 個人における対策の普及

- ① 本市、学校、市内事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。
- ② 本市は、新型インフルエンザ等緊急事態において県が実施する不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

(3)-1-2 地域対策・職場対策の周知

本市は、新型インフルエンザ等緊急事態において県が実施する施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

(3)-1-3 水際対策⁴⁵

本市は、国が行う検疫の強化の際に必要となる防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、県、検疫所その他関係機関の連携を強化する。

(3)-1-4 医療資器材の整備等

本市は、必要となる医療資器材（消毒剤等の感染防護用品、個人防護具等）をあらかじめ備蓄・整備⁴⁶する。

(4) 予防接種

(4)-1 予防接種

(4)-1-1 基準に該当する事業者の登録

- ① 本市は、国が作成する特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うこと等に協力する。
- ② 本市は、国が事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。

(4)-1-2 接種体制の構築

(4)-1-2-1 特定接種

本市は、市の職員等で特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

(4)-1-2-2 住民接種

- ① 本市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。
- ② 本市は、県の技術的な支援を受けて、円滑な接種の実施のために、あらかじめ他の市町村と広域的な協定を締結するなど、本市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- ③ 本市は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、国が示す接種体制の具体的なモデル等を参考にして、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

なお、ワクチンを接種することができるための体制の構築は、次のとおりに行う。

⁴⁵水際対策は、あくまでも国内発生をできるだけ遅らせる効果を期待して行われるものであり、ウイルスの侵入を完全に防ぐための対策ではない。

⁴⁶特措法第10条

- ・ 市のワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。
- ・ 国の住民接種に関する実施要領を参考に、地域の実情に応じてあらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し、市民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画しておく。計画する内容は、次のとおりとする。
 - a) 医師・看護師・受付担当者等の医療従事者等の確保（集団的接種を実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員等を含む。）
 - b) 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等、地域の実情に応じつつ、人口 1 万人に 1 か所程度の接種場所を設ける。また、待合室や接種場所等の設備の確保を含む。）
 - c) 接種に要する器具の確保（副反応の発生に対応するためのものも含む。）
 - d) 接種に関する住民への周知方法（接種券の取扱い、予約方法）

(4)-1-3 情報提供

本市は、国が提供する新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位の在り方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

(5) 医療

(5)-1 地域医療体制の整備

本市は、県及び保健所設置市が二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として設置する、地区医師会、地区薬剤師会、県看護協会支部、地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議（地域新型インフルエンザ対策協議会）に参画するとともに、県及び保健所設置市が行う地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進することに対して、必要に応じて協力する。

(5)-2 県内感染期に備えた医療の確保

本市は、以下の点に留意して、県内感染期に備えた医療の確保に関する県の取り組みに協力する。

- ① 地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院等）又は公的医療機関等（公立病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。

- ② 入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。
- ③ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設⁴⁷等で医療を提供することについて検討する。
- ④ 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
- ⑤ 県内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進めること。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう消防本部に要請する。

（6）市民生活及び地域経済の安定に関する措置

（6）-1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

本市は、県の要請に基づき、県内感染期における高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

（6）-2 火葬能力等の把握

本市は、県が行う火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制の整備に協力する。

（6）-3 物資及び資材の備蓄等⁴⁸

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備を整備等する。

⁴⁷特措法第48条第1項

⁴⁸特措法第10条

未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
<ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。 				
目的 :				
<p>1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。</p> <p>2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。</p>				
対策の考え方 :				
<p>1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</p> <p>2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</p> <p>3) 県内発生した場合には早期に発見できるよう県が行うサーベイランス・情報収集体制の強化に協力する。</p> <p>4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。</p> <p>5) 検疫等の実施の間に、市民生活及び地域経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。</p>				

(1) 実施体制

(1)-1 実施体制

県は、国が内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置した場合には、特措法及び条例に基づき県対策本部を設置する。また、県は、国の海外発生期の基本的対処方針及び県行動計画に基づき対策を協議し、実施する。

- ① 本市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合で、国が関係省庁対策会議又は新型インフルエンザ等対策閣僚会議を開催した場合は、府内連絡会議を開催し、情報の集約・共有を行う。
- ② 本市は、国の海外発生期の基本的対処方針、県が実施する対策及び市行動計

画に基づき、市の対応方針を決定する。

- ③ 本市は、海外において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断した場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。

(2) 情報提供・共有

(2)-1 情報提供

- ① 本市は、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要となる対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、市のホームページや総覧できるサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ② 本市は、情報提供に当たっては、庁内連絡会議において情報を集約、整理及び一元的な発信を行う。

(2)-2 情報共有

本市は、国が設置する地方公共団体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を通じて、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。

(2)-3 コールセンター等の設置

- ① 本市は、県の要請に基づき、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できる市コールセンター等を設置し、国が配布するQ & A等を活用し適切な情報提供を行う。
- ② 本市は、市民から市コールセンター等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じて、県等にその内容を報告するとともに、次の情報提供に反映する。

(3) まん延防止に関する措置

(3)-1 市内でのまん延防止対策の準備

- ① 本市は、国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人が取るべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、県、事業者等と相互に連携して、市民に広く周知する。

- ② 本市は、市民、事業者等に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

(3)-2 水際対策

県は、検疫実施空港・港に入港する航空機・船舶に対して検疫所が行う検疫について、必要な協力をう。また、県は、検疫所から通報があった同乗者及び発生国からの入国者については、健康監視を実施する。

本市は、県等からの要請に基づき、県が実施する対策に適宜協力する

(4) 予防接種

(4)-1 予防接種

(4)-1-1 接種体制

(4)-1-1-1 特定接種

本市は、国の基本的対処方針を踏まえ、国と連携し、市の職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う⁴⁹。

(4)-1-1-2 住民接種

① 本市は、国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときは、国と連携して、接種体制の準備を行う。

② 本市は、県の要請に基づき、全市民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、事前に市行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

(4)-1-2 情報提供

本市は、国が提供するワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

(5) 医療

(5)-1 新型インフルエンザ等の症例定義

本市は、国が新型インフルエンザ等の症例定義を明確にしたときは、関係機関に周知する。

⁴⁹特措法第28条

(5)-2 帰国者・接触者相談センターの設置に関する周知

本市は、県の要請に基づき、以下のことを行う。

- ① 県及び保健所設置市が帰国者・接触者相談センターを設置することを周知する。
- ② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(6) 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

(6)-1 事業者の対応

本市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。

(6)-2 遺体の火葬・安置

本市は、県の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

国内発生早期

未発生期	海外発生期	県内未発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。					
県内においては、以下のいずれかの発生段階					
(県内未発生期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。					
(県内発生早期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。					
目的 : 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。					
対策の考え方 : 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。県内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染対策等をとる。 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 3) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定に関する措置のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 4) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。					

(1) 実施体制

(1)-1 実施体制

県対策本部は、県内発生早期に入ったことを判断し、国の国内発生早期の基本的対処方針及び県行動計画等に基づき、対策を協議し、実施する。

- ① 本市は、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合には、情報の集約・共有を行う。
- ② 本市は、庁内連絡会議を開催し、国の国内発生早期の基本的対処方針、県が実施する対策及び市行動計画に基づき、市の対応方針を決定し、実施する

国内発生早期
(県内未発生期、県内発生早期)

③ 本市は、国内外において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断した場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。

(1)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

(1)-2-1 市対策本部の設置

本市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

(2) 情報提供・共有

(2)-1 情報提供

- ① 本市は、市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ② 本市は、市民から市コールセンター等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じて、県等にその内容を報告するとともに、次の情報提供に反映する。

(2)-2 情報共有

本市は、国が設置する地方公共団体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

(2)-3 コールセンター等の体制充実・強化

本市は、県の要請に基づき、市のコールセンター等の体制の充実・強化をする。

(3) まん延防止に関する措置

(3)-1 市内でのまん延防止対策

- ① 本市は、県と連携し、業界団体等を経由し、または直接市民、事業者等に対して次の要請を行う。
 - ・ 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受

診の勧奨を要請する。

- ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
 - ・ ウィルスの病原性等の状況を踏まえ、県が必要に応じて示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を参考に、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
 - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ② 本市は、県の要請に基づき、病院、高齢者施設等の基礎疾患有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。

(3)-2 水際対策

- ① 県は、国の水際対策が実施される場合には、引き続きそれに協力する。本市は、県等からの要請に基づき、県が実施する対策に適宜協力する。
- ② 本市は、検疫の強化については、病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなったと国が判断した場合には、県等からの判断を受け、その判断に即した対応を行う。

(3)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

県の区域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 本市は、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が国の基本的対処方針に基づき実施する措置について、必要に応じ、以下の対策を講じる。
 - ・ 県が特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する場合には、本市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。
 - ・ 県が特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合には、本市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。
 - ・ 県が特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う場合には、本市は、関係団体等を通じて、迅速に周知徹底を図る。

(4) 予防接種

(4)-1 予防接種

(4)-1-1 特定接種

本市は、国と連携して、海外発生期の対策を継続し、特定接種を進める。

(4)-1-2 住民接種

① 本市は、住民への接種順位について、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、国が接種順位を決定し、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始する。

② 本市は、接種に関する情報提供を開始する。

③ 本市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市に居住する者を対象に集団的接種を行う。

(4)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

本市は、住民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

(5)-1 医療体制に関する周知

本市は、県の要請に基づき、以下のことを行う。

- ① 県及び保健所設置市が帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続することを周知する。
- ② 患者等が増加してきた段階においては国からの要請を踏まえ、県及び保健所設置市が帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行した場合は、そのことを周知する。

(6) 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

(6)-1 事業者の対応

本市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。

(6)-2 市民・事業者への呼びかけ

本市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、市内の事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

県の区域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(6)-3-1 水の安定供給⁵⁰

水道事業者である本市は、市行動計画又は業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(6)-3-2 サービス水準に係る市民への呼びかけ

本市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(6)-3-3 生活関連物資等の価格の安定等

本市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

⁵⁰特措法第52条

国内感染期

(県内未発生期、県内発生早期、県内感染期)

国内感染期

未発生期	海外発生期	国内発生早期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。						
・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。						
県内においては、以下のいずれかの発生段階						
(県内未発生期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。						
(県内発生早期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。						
(県内感染期) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。						
目的： 1) 医療体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。						
対策の考え方： 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。 2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくて医療体制への負荷を軽減する。 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。						

7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。

8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

(1)-1 実施体制

県対策本部は、県内発生早期又は県内感染期に入ったことを判断し、国の国内感染期の基本的対処方針及び県行動計画等に基づき対策を協議し、実施する。

- ① 本市は、県内で新型インフルエンザ等が発生した場合には、情報の集約・共有を行う。
- ② 本市は、庁内連絡会議を開催し、国の国内感染期の基本的対処方針、県が実施する対策及び市行動計画に基づき、市の対応方針を決定し、実施する。
- ③ 本市は、国内外において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断した場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。

(1)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

① 市対策本部の設置

本市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

② 他の地方公共団体による代行、応援等

本市は新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う⁵¹。

(2) 情報提供・共有

(2)-1 情報提供

- ① 本市は、引き続き、市民に対し、利用可能あらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。

⁵¹特措法第38条、第39条

国内感染期

(県内未発生期、県内発生早期、県内感染期)

- ② 本市は、引き続き、特に個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ③ 本市は、市民から市コールセンター等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じて、県等にその内容を報告するとともに、次の情報提供に反映する。

(2)-2 情報共有

本市は、国が設置する地方公共団体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、地域の流行や対策の状況を的確に把握する。

(2)-3 コールセンター等の継続

本市は、県の要請に基づき、市のコールセンター等を継続する。

(3) まん延防止に関する措置

(3)-1 市内でのまん延防止対策

- ① 本市は、県と連携し、業界団体等を経由し、または直接市民、事業者等に対して次の要請を行う。
 - ・ 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
 - ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
 - ・ ウィルスの病原性等の状況を踏まえ、県が必要に応じて示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を参考に、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
 - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ② 本市は、県の要請に基づき、病院、高齢者施設等の基礎疾患有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。

(3)-2 水際対策

- ① 県は、国の水際対策が実施される場合には、引き続きそれに協力する。本市は、県等からの要請に基づき、県が実施する対策に適宜協力する。
- ② 本市は、検疫の強化については、病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなったと国が判断した場合には、県等からの判断を受け、その判断に即した対応を行う。

(3)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

県の区域において緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 本市は、新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる特別な状況において、県が国の基本的対処方針に基づき実施する措置について、必要に応じ、以下の対策を講じる。
 - ・ 県が特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する場合には、本市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。
 - ・ 県が特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合には、本市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。
 - ・ 県が特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う場合には、本市は、関係団体等を通じて、迅速に周知徹底を図る。

(4) 予防接種

(4)-1 予防接種

- ① 本市は、国内発生早期の対策を継続し、特定接種を進める。
- ② 本市は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

(4)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

本市は、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。

(5) 医療

(5)-1 医療体制に関する周知

本市は、県の要請に基づき、以下のことを行う。

(県内未発生期、県内発生早期における対応)

- ① 県及び保健所設置市が帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、国内発生早期に引き続き継続することを周知する。
- ② 患者等が増加してきた段階においては国からの要請を踏まえ、県が帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行した場合は、そのことを周知する。

(県内感染期における対応)

県及び保健所設置市が帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う体制になったことを周知する。

(5)-2 在宅で療養する患者への支援

本市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(5)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

県の区域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 本市は、国と県が連携して行う、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院⁵²等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し⁵³、医療を提供する対応に、必要な協力を行う。

⁵²医療法施行規則第10条

⁵³特措法第48条第1項及び第2項（保健所設置市及びその他の市町村も状況によっては設置する。）

(6) 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

(6)-1 事業者の対応

本市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。

(6)-2 市民・事業者への呼びかけ

本市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

県の区域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(6)-3-1 業務の継続等

県は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。本市は、県が検討する対策に協力する。

(6)-3-2 水の安定供給

水道事業者である本市は、市行動計画又は業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(6)-3-3 サービス水準に係る市民への呼びかけ

本市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(6)-3-4 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 本市は、県と連携して、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う⁵⁴。

⁵⁴特措法第59条

国内感染期

(県内未発生期、県内発生早期、県内感染期)

② 本市は、県と連携して、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他法令の規定に基づき、適切な措置を講ずる場合は、市民等への適切な周知等に努める。

(6)-3-5 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

本市は、県の要請に基づき、在宅の高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(6)-3-6 埋葬・火葬の特例等⁵⁵

- ① 本市は、県の要請に基づき、可能な限り火葬炉を稼働するよう努める。
- ② 本市は、県の要請に基づき、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

⁵⁵特措法第56条

未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。				
・大流行は一旦終息している状況。				
目的 :				
1) 市民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。				
対策の考え方 :				
1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。				
2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。				
3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。				
4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。				

(1) 実施体制

(1)-1 実施体制

県対策本部は、国の小康期の基本的対処方針及び県行動計画等に基づき対策を協議し、実施する。

- ① 本市は、県内で新型インフルエンザ等が発生した場合には、情報の集約・共有を行う。
- ② 本市は、庁内連絡会議を開催し、国の小康期の基本的対処方針、県が実施する対策及び市行動計画に基づき、市の対応方針を決定し、実施する。
- ③ 本市は、国内外において、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断した場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。

(1)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

市対策本部は、国の小康期の基本的対処方針、県が実施する対策及び市行動計画に基づき、市の対応方針を決定し、本市は対応方針に基づく対策を実施する。

(1)-3 緊急事態解除宣言

本市は、国が県の区域において緊急事態宣言を解除した場合⁵⁶は、国との基本的対処方針に基づき、対策を縮小・中止する。

(1)-4 対策の評価・見直し

本市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、政府行動計画及び県行動計画等の見直しを踏まえ、必要に応じ、市行動計画、マニュアル等の見直しを行う。

(1)-5 市対策本部の廃止⁵⁷

本市は、緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに市対策本部を廃止する。

(2) 情報提供・共有

(2)-1 情報提供

- ① 本市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- ② 本市は、市民から市のコールセンター等に寄せられた問い合わせ、県や関係機関等から寄せられた情報等をとりまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。

(2)-2 情報共有

本市は、国が設置する地方公共団体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。

(2)-3 コールセンター等の体制の縮小

本市は、県の要請に基づき、市のコールセンター等の体制を縮小する。

(3) まん延防止に関する措置

(3)-1 市内でのまん延防止対策

本市は、県の要請に基づき、必要に応じ、引き続き、市民、事業者等に対し、

⁵⁶ 小康期に限らず、国は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行う。

⁵⁷ 特措法第25条、第37条

基本的な感染対策等の実施を要請する。

(4) 予防接種

(4)-1 予防接種

本市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

(4)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

本市は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。

(5) 医療

(5)-1 医療体制

(5)-1-1 緊急事態宣言がされている場合の措置

本市は、必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(6) 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

(6)-1 市民・事業者への呼びかけ

本市は、県と連携して、必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

(6)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

本市は、国及び県と連携して、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

